明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○金融庁組織令の一部を改正する政令（八二）　三
○総務省組織令の一部を改正する政令（八三）　四
○農林水産省組織令の一部を改正する政令（八四）　六
○恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令（八五）　八
○国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（八六）　一〇
○地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（八七）　一二
○消防法施行令の一部を改正する政令（八八）　一三
○消費者安全法施行令の一部を改正する政令（八九）　一四
○自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令の一部を改正する政令（九〇）　一四
○特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（九一）　一五
○消防用ホースの技術上の規格を定める省令等の施行に伴う消防法施行令第三十条第二項及び危険物の規制に関する政令第二十二条第二項の技術上の基準に関する特例を定める省令（同二七）　一六
○消防法施行規則等の一部を改正する省令（同二八）　一七
○特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（国土交通一一）　一七

〔府　令〕

○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府九）　一八
○金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令（同一〇）　一八

〔府令・省令〕

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・経済産業二）　一九
○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働三）　二〇
○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（内閣府・農林水産三）　二一

〔省　令〕

○消防法施行規則の一部を改正する省令（総務二一）　二二
○消防用ホースの技術上の規格を定める省令（同二二）　二三
○消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（同二三）　二四
○漏電火災警報器に係る技術上の規格を定める省令（同二四）　二六
○住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令等の一部を改正する省令（同二五）　二七
○エアゾール式簡易消火具の技術上の規格を定める省令（同二六）　二七

〔告　示〕

○消防用ホースの技術上の規格を定める省令等の施行に伴う消防法施行令第三十条第二項及び危険物の規制に関する政令第二十二条第二項に規定する総務大臣が定める日を定める件（総務一三三）　二八
○屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準（消防庁二）　二九
○エアゾール式簡易消火具に関する件を廃止する件（同三）　三〇

〔官庁報告〕

国家試験
平成二十五年度弁理士試験に係る委員等（工業所有権審議会）　三〇
平成二十五年度防衛省専門職員採用試験公告（防衛省）　三一

本号で公布された法令のあらまし

◇金融庁組織令の一部を改正する政令（政令第八二号）（金融庁）

1　総務企画局に置かれる参事官のうち二人の設置期間を延長することとした。（附則第五条関係）

2　この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。

◇総務省組織令の一部を改正する政令（政令第八三号）（総務省）

1　統計局及び同局統計情報システム課並びに統計研修所の所掌事務を変更することとした。（第一三条、第一一二条及び第一三一条関係）

2　自治行政局市町村体制整備課の名称を変更することとした。（第四五条、第四六条及び第四七条の二並びに附則第一二条及び附則第一二条の二関係）

3　この政令は、関係政令の規定の整備に関する事項を除き、平成二五年四月一日から施行することとした。

◇農林水産省組織令の一部を改正する政令（政令第八四号）（農林水産省）

1　林野庁林政部及び同庁国有林野部の所掌事務を変更することとした。（第九六条及び第九八条関係）

2　林野庁林政部林政課の所掌事務を変更することとした。（第一〇〇条関係）

3　林野庁森林整備部に森林利用課を設置するほか、同部計画課、整備課及び研究・保全課の所掌事務を変更するとともに、同課の名称を「研究指導課」に改めることとした。（第一〇五条～第一〇八条及び第一一〇条関係）

4　林野庁国有林野部管理課、経営企画課及び業務課の所掌事務を変更するとともに、同部職員・厚生課を廃止することとした。（第一一一条～第一一四条関係）